

福井県警察の車両管理に関する訓令

平成 13 年 3 月 26 日

福井県警察本部訓令第 13 号

改正

平成19年9月28日本部訓令第34号 平成20年9月26日本部訓令第29号 平成29年3月24日本部訓令第14号
令和2年2月17日本部訓令第2号 令和4年3月23日本部訓令第15号

福井県警察の車両管理に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の車両管理に関する訓令

福井県警察の車両管理に関する訓令（昭和50年福井県警察本部訓令第2号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条－第7条）
- 第3章 車両の運用等（第8条－第11条）
- 第4章 車両の使用（第12条－第14条）
- 第5章 点検・整備（第15条・第16条）
- 第6章 燃料等（第17条・第18条）
- 第7章 報告等（第19条－第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察における警察用車両の適正な管理を図り、安全な運転の確保と効率的な運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（車両の定義）

第2条 この訓令において「車両」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車及び原動機付自転車で福井県警察の管理するものをいう。

第2章 管理体制

（総括管理責任者）

第3条 本部に車両の管理に係る総括管理責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括管理責任者は、車両の維持管理及び運用に係る事務を総括する。

（副総括管理責任者）

第3条の2 本部に車両の管理に係る副総括管理責任者を置き、本部の警務課長をもって充てる。

2 副総括管理責任者は、総括管理責任者を補佐するとともに、車両の管理に係る事務を行う。

（所属長の責務）

第3条の3 所属長は、車両の適正な維持管理及び運用に努めるものとする。

(安全運転管理者の選任等)

第4条 所属長は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する安全運転管理者を置かなければならない。ただし、安全運転管理者を置くことを要しない所属にあっては、次席（副隊長及び副校長を含む。以下同じ。）にその業務を行わせるものとする。

2 安全運転管理者及び次席（以下「安全運転管理者等」という。）は、道路交通関係法令及びこの訓令に定める業務について所属長を補佐しなければならない。

3 閉庁日や執務時間外で安全運転管理者が不在のときは、当直責任者その他がその業務を代行するものとする。

(安全運転管理者等の業務)

第5条 安全運転管理者等は、車両の維持管理及び安全な運行が行われるよう、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 車両の適正な配置運用及び運転者の運転適性の把握に関すること。
- (2) 運転者の健康状態に関すること。
- (3) 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認に関すること。
- (4) 運行前点検の実施に関すること。
- (5) 運行状況の把握に関すること。
- (6) 異常気象時、事故発生時等における措置に関すること。
- (7) 運転者等に対する安全運転に関する指導教養及び訓練の実施に関すること。
- (8) 車両及び車両の鍵の保管に関すること。
- (9) 車両の運転日誌（別記様式第1号）の管理に関すること。

(副安全運転管理者の選任等)

第6条 所属長は、安全運転管理者の業務を補助させるため、道路交通法に規定する副安全運転管理者を置かなければならない。この場合において、副安全運転管理者を置くことを要しない所属にあっては、補助者を指定し、安全運転管理の業務を補助させることができる。

(取扱担当者)

第7条 所属長は、車両ごとに正・副取扱担当者を定め、当該車両の点検整備等に当たらせるものとする。

第3章 車両の運用等

(使用統制)

第8条 総括管理責任者は、警察活動上特に必要があると認めるときは、各所属の車両の全部又は一部の使用を統制することができる。

(車両の借用)

第9条 所属長は、必要があるときは、他の所属長から車両を借用することができる。

2 所属長は、前項の規定により5日を超えて車両を借用するときは、車両借用書（別記様式第2号）により借用先の所属長に申請するものとする。ただし、急を要するときは口頭により連絡し、事後速やかに車両借用書を送付するものとする。

(車両管理台帳等)

第10条 副総括管理責任者は、車両管理台帳（別記様式第3号）を電磁的記録により備え付けるものとする。

2 所属長は、年度ごと及び車両ごとに車両管理表（別記様式第4号）を作成し、車両の整備状況その他必要な事項を記載するものとする。

3 所属長は、車両の配置転換等があった場合は、車両とともに当該車両に係る車両管理表を新配置先の所属長に送付するものとする。

（検査）

第11条 総括管理責任者は、必要に応じ担当者を派遣して、車両の維持管理及び燃料の使用状況を検査するとともに必要な指導を行うものとする。

第4章 車両の使用

（使用）

第12条 所属長は、福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令（平成29年福井県警察本部訓令第9号）に定める認定を取得した警察職員又は運転技能診断により赤色回転灯が設置されていない警察車両を運転することができることとされた警察職員（以下「認定を取得した職員等」という。）でなければ車両を運転させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、所属長は、認定を取得した職員等以外の職員に車両を運転させることができる。

(1) 認定検査、運転技能診断及び運転技能の指導を行う場合

(2) 所属長が職務執行上特に必要と認めた場合

2 車両を使用しようとする者は、あらかじめ安全運転管理者等の承認を受けなければならない。

（運転者等の遵守事項）

第13条 車両の運転者は、道路交通関係法令及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用前に必ず車両の運行前点検を行い、異常箇所を発見したときは、直ちに安全運転管理者等に報告し、指示に従うこと。

(2) 運転する車両の性能、道路交通環境、気象、自己の技量等を考慮し、常に安全運転に努めること。

(3) 病気、過労又はその他の理由により、安全な運転をすることができないときは、必ずその旨を安全運転管理者等に申し出ること。

(4) 運転を終了したときは、清掃及び給油等の点検整備を行い、いつでも使用できる状態にしておくとともに、運転日誌に必要事項を記入し、安全運転管理者等に報告すること。

2 車両の助手席等に同乗する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 車両運行中は、運転の妨げとなるような言動は厳に慎むほか、漫然と同乗することなく常に周囲の道路交通の状態に注意し、運転者に対し必要な指導、助言等を積極的に行い、車両の安全運行に努めること。

(2) 運転者が車両を後退させる際には必ず降車し、安全誘導を行うこと。

(3) 車両運行終了後は、運転者と協働し、車両の清掃、点検整備等を行い、いつでも使用できる状態にしておくこと。

（車両の保管）

第14条 車両は、所定の場所で保管するとともに、盗難防止等のため必要な措置を講じな

ければならない。

第5章 点検・整備

(定期点検)

第15条 所属長は、安全運転管理者等に車両点検要領（別表）により定期的に車両の点検を行わせることができる。

2 安全運転管理者等は、車両の点検を確実にを行い、故障箇所を早期に発見し必要な措置を講じなければならない。

(整備)

第16条 車両の整備は、原則として福井県競争入札参加資格者として登録された整備業者において行うものとする。

2 所属長は、車両を整備する場合において、高額な整備（福井県財務規則で請書を徴さなければならないと定めている金額）を行う必要があるときは、整備業者の発行する見積書等により、副総括管理責任者と事前協議した上で行うものとする。

第6章 燃料等

(燃料費等の把握)

第17条 副総括管理責任者は、所属別の車両台数、車種、治安情勢等を勘案した燃料費、修繕費等の車両維持経費の把握を行うものとする。

(燃料の消費)

第18条 所属長は、常に燃料の計画的かつ効率的な使用に努めるものとする。

(事故等の報告)

第19条 運転者等は、交通事故を起こし、又は車両を損傷した場合は、負傷者の救護、警察への届出等必要な措置を講じた後、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査の上、副総括管理責任者に速報するとともに、交通部が別に定める様式を添付して、警務部が定める報告要領により総括管理責任者を經由して警察本部長へ報告するものとする。

3 前項の報告のうち、人身又は物損の交通事故を除く車両の損傷事案にあつては、車両損傷事案報告書（別記様式第5号）により報告するものとする。

(使用状況の報告)

第20条 所属長は、車両の使用状況について、別に定める報告要領により副総括管理責任者に報告するものとする。

(細部事項)

第21条 この訓令を実施するため必要な細部事項については、別に定めることができる。

(文書の保存期間)

第22条 所属長は、次に掲げる簿冊等を備え付け、それぞれ各号に定める期間、会計年度でこれを保存するものとする。

- (1) 運転日誌 1年
- (2) 車両借用書 1年未満
- (3) 車両管理台帳 電磁的記録により10年
- (4) 車両管理表 3年
- (5) 車両損傷事案報告書 3年

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日福井県警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日福井県警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日福井県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月17日福井県警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日福井県警察本部訓令第15号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

車 両 点 検 要 領

点 検 箇 所	点 検 項 目
1 ブレーキ クラッチ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペダルの遊び踏みしろ、切れたときの隙間状態及び効き具合 ・ 駐車ブレーキレバーの引きしろ ・ リザーバタンクの液量 ※ 空気圧力の上がり具合 ※ バルブからの排気音
2 かじ取り ハンドル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊び、緩み、がた及び操作具合 ・ パワーステアリングベルト及び取付部の緩み損傷 ・ 油もれ及び油量
3 反射鏡 乗車装置 計器 車検、保険証	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルームミラー及びドアミラーの写影状況 ・ 座席ベルト及びドアロック ・ 機能の作動状態 ・ 備付状況
4 警音器、ワイパー ウォッシャー液 灯火装置 方向指示器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作動具合及びゴムの損傷 ・ 液量及び噴射状態 ・ 点灯作用、汚れ及び損傷 ・ 点滅作用、汚れ及び損傷
5 燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 量及び油漏れ
6 タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溝の深さ、空気圧、亀裂及び損傷、異物、異状な摩耗及びタイヤホイールナットの緩み
7 バッテリー 冷却水 潤滑油 ファンベルト 原動機 エアタンク 警光燈、サイレン 二輪車関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液量及びターミナルの緩み ・ 水量及びラジエターの水漏れ ・ オイル量、油漏れ及び汚れ ・ ベルトの緩み及び損傷 ・ 始動具合、異音及び排気状態 ※ タンク内の凝水 ※ 作動具合、音量及び損傷 ※ フォーク、サスペンション及びチェーンの異状

注1 点検の結果異状箇所を発見した場合は、直ちに安全運転管理者等へ報告し、指示を受けること。

2 ※印の箇所は、該当車両のみ点検すること

別記様式省略